

職場に飛び交う愛言葉

ご安全に！

~ 令和元年 労働災害発生状況まとめ（対前年比） ~

▶ 休業災害

4年連続 増加へ

製造業・建設業は減少

▶ 死亡労働災害

6人 増

多業種で発生！

13次防「令和元年」の目標（死傷者数 647人）も達成できず！

 発生状況

令和元年の死者数は9人で、過去最少であった前年から6人増加した。一方、令和元年の死傷者数は682人で、前年比14人増（+2.1%）となっている。また、死傷者数全体のうち50歳以上の高年齢労働者の占める割合は52.8%となっている。

この結果、死傷者数は平成28年から4年連続の増加となった。

 業種別

死亡労働災害は多くの業種で発生している。死傷者数は製造業、建設業及び保健衛生業において減少したものの、当署13次防の重点業種である商業、接客娯楽業において大幅に増加した。

 事故の型別

「転倒」による死傷者数は過去最多の213人（前年比26人増）となり4年連続の増加となった。「転倒」の全業種発生件数に占める割合は年々増加しており、令和元年は31.1%となった。



大分署×令和2年×3年目

第13次労働災害防止計画の取組

昨年は13次防の目標を達成することができたことから、13次防の3年目となる令和2年については、次の数値目標を掲げ、死亡労働災害の撲滅及び4年連続増加した死傷者数を減少に転じさせるための取組を推進していきます。

13次防
R 2
目標

死亡者数を過去最少の3人以下とすること。
休業4日以上の死傷者数を令和元年比で2.7%以上減少させること。

大分労働基準監督署 安全衛生課

870-0016

大分市新川町2-1-36大分合同庁舎2階
097-535-1513 FAX 097-536-2471管轄区域 大分市・別府市・杵築市・由布市・国東市
速見郡日出町・東国東郡姫島村

令和元年 労働災害発生状況 確定値

大分監督署	令和元年		平成30年		増減	
	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷
全業種	9	682	3	668	+6	+14

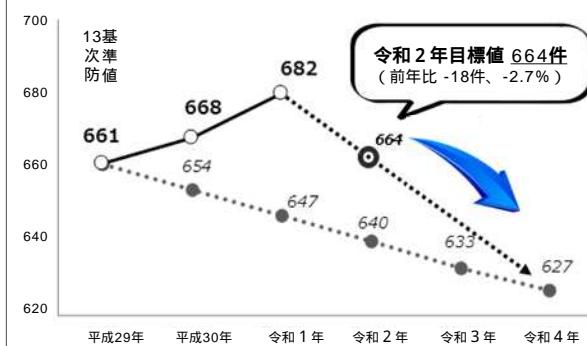
<業種別内訳>

製造業	1	83		98	+1	15
建設業	3	123	1	128	+2	5
輸送交通業	1	77		78	+1	1
農林業	1	18		18	+1	±0
第三次産業	2	376	2	341		+35
商業		114		103		+11
保健衛生業	1	82		87	+1	5
接客娯楽業		77		62		+15
清掃・と畜業		50		39		+11
その他第三次	1	53	2	50	1	+3

労働者死傷病報告（休業4日以上）の受理件数を集計したもので、死傷者数には死者数を含む。

鉱業、貨物取扱業、畜産水産業は業種別内訳に表示していない。

(表) 13次防計画の死傷者数の目標



全国安全週間説明会の開催中止のお知らせ

毎年6月に開催している「全国安全週間説明会」は、大分県にも緊急事態宣言が発令されたことを受け、新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、本年は中止することとしました。

皆様におかれましても、新型コロナウイルス感染症の職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、全国安全週間に向けて様々な安全管理活動に取り組んでいただくようお願いします。

なお、「全国安全週間説明会」で配布予定であった全国安全週間実施事項等の資料は、昨年度参加いただいた皆様には6月上旬に郵送での配布を予定しています。



大分労働局・各労働基準監督署における

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

大分労働局及び各労働基準監督署では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応として、以下の内容について猶予措置等の周知を図っています。新型コロナウイルス感染症への対応策については、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認してください。

1 全国安全週間の対応について

令和2年4月17日付け基安安発0417第1号

本週間及び準備期間中に事業者が行う実施事項のうち、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」等については、

- ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ② 密集場所（多くの人が密集している）
- ③ 密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底し、取り組みを行ってください。

2 健康診断の実施等について

令和2年4月21日付け改正基発0421第1号

一般健康診断の実施に係る対応

新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、実施時期を延期して差し支えありません。

特殊健康診断の実施に係る対応

特定化学物質や有機溶剤等の一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、実施することが必要ですが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、健康診断実施機関において、いわゆる「三つの密」を避けて十分な感染防止対策を講じた上で実施する必要があります。

ただし、新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、令和2年6月末までの間、特殊健康診断の実施時期を延期して差し支えありません。

安全委員会等の実施に係る対応

新型コロナウイルス感染症の急速な増加が確認されている等の状況を踏まえ、令和2年6月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えありません。

令和2年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

本キャンペーン（5月～9月）の実施については、新型コロナウイルス対策にも留意の上、計画的な取組を推進してください。次の事項に留意し、熱中症を予防しましょう。

- WBGT値（暑さ指数）の把握の準備
- 涼しく休める休憩場所や冷房設備の確保
- 透湿性・通気性の良い服装や帽子の着用
- 熱中症予防研修の実施
- 熱への順化期間の設定 など

「ご安全に！」は大分労働局HPに掲載されています

3 チェックリストの活用

令和2年3月31日付け基安発0331第3号

「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（要請）」の記の2の職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（右）を活用し、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策の推進を図ってください。



4 特定機械に係る有効期間の延長

令和2年4月20日付け基発0420第2号

新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受け、令和2年7月31日までに有効期間が到来するクレーン、ボイラー等の特定機械の検査証について、都道府県労働局長に有効期間の延長の申請を行い、有効期間内に性能検査を受けることが困難であると都道府県労働局長が認めるときは、検査証の有効期間を4か月を超えない範囲内において延長することができます。

問合せ先：大分労働局 健康安全課 097-536-3213

Q 新型コロナウイルス感染防止等に関連した安全衛生関係の質問にお答えします。

監督署への申請、届出、報告書等の提出書類は、持参しないといけないです。

郵送で構いません。控えが必要であれば返信用封筒を同封してください。

既に、免許の受験申請を行っていますが、この時期に受験してもいいですか。

早期の受験を要する場合や実技試験等の免除の有効期間中の場合など、やむを得ない事情がある場合を除き、受験は自粛してください。

受験料の返還等もありますので、詳細は、安全衛生技術試験協会にお問い合わせください。

労働者がコロナに感染した場合、労安法第68条に基づく病者の就業禁止措置を講じる必要がありますか。

コロナに感染した場合は「感染症法」に基づき県知事が必要な措置を講じるため、労安法に基づく措置の対象ではありません。
詳しくは、「企業の方向け新型コロナウイルスに関するQ & A」6の問1をご覧ください。